

篠栗町子どもの読書活動推進計画 《第2次》

読書に親しみ心豊かに育つ篠栗の子ども

平成30年9月
篠栗町教育委員会

はじめに

読書活動は、『子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの』（子供の読書活動の推進に関する法律第2条）であり、社会全体でその推進を図っていくことは、極めて重要なことです。

そこで、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。これにより、子どもの読書活動の推進に関する基本理念が定められ、国及び地方公共団体の責務が明らかにされるとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するよう努めることが明記されました。

また、平成20年3月には、それまでの成果と課題を踏まえ、新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。さらに、平成22年を「国民読書年」とする「国民読書年に関する決議」が衆参両院で採択されました。

これを受け、福岡県では、平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、4つの基本方針（後述）を掲げ、子どもの読書活動の推進を図り、5年間の取組の成果と課題をもとに、平成22年3月に改訂版を策定しました。

さらに、県事業として平成23年度から3年間、「小学生読書リーダー活動推進事業」を、平成26年度には「ふくおかうちどくりレー事業」「ふくおか中学生読書活動サポーター事業」を調査・研究事業として実施し、それらの成果を踏まえて、平成27年度から「こどもの読書活動充実事業」を実施しました。

篠栗町においては、「次世代支援行動計画」に基づき、平成17年3月に「篠栗町子どもの読書活動推進計画」を策定し、地域における読書活動の普及や学校における読書活動の充実、町立図書館における子どもへの貸出冊数の増加の取組など、子どもの読書活動の充実に努めてきました。

しかし、情報メディアや情報媒体の急速な発達と広い年齢層への普及で、子どもたちの文字・活字離れがさらに進行しています。また、平成29年度の全国学力・学習状況調査での『読書』に関する質問の結果をみると、篠栗町の小中学生に共通することは、「読書が好き」と答えている児童・生徒の割合が県や全国の平均に比べ高い一方で、読書時間を見ると、一日30分以下の児童・生徒が多いということがわかります。

このことから、これまでの子どもの読書活動の充実に向けた取組を振り返り、その成果と課題を踏まえて、子どもの読書活動のさらなる充実に向けた歩みを始めなければなりません。

以上のことを鑑み、「篠栗町子どもの読書活動推進計画」《第2次》を作成することといたしました。

平成30年9月

篠栗町教育委員会

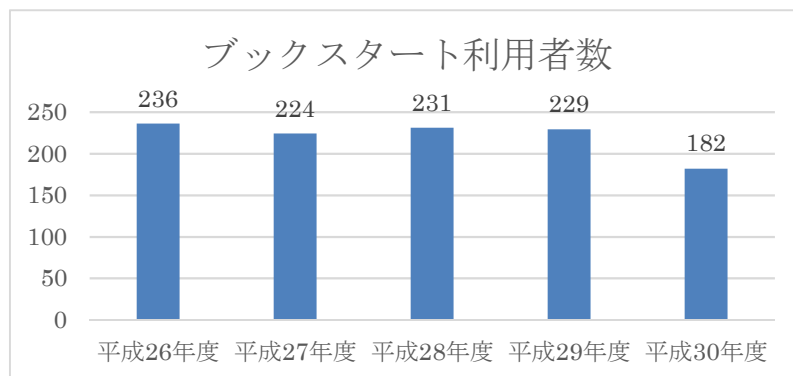
目 次

I	「篠栗町子どもの読書活動推進計画」の実施状況	1
II	改訂の背景	2
III	基本的な考え方	2
IV	計画の目標	2
V	推進のための方策	2
1	家庭における子どもの読書活動推進のための取組	2
	(1) 家庭における理解の推進	
	(2) 家庭への情報提供	
2	地域における子どもの読書活動推進のための取組	3
3	学校における子どもの読書活動推進のための取組	3
	【小学校・中学校】	
	(1) 子どもの読書活動推進における学校の役割	
	(2) 児童・生徒の読書習慣の確立と読書指導の充実	
	(3) 子どもの読書活動推進のための学校図書館の充実	
	【幼稚園等】	
	(1) 子どもの読書活動推進における幼稚園等の役割	
	(2) 取組の内容	
4	町立図書における子どもの読書活動推進のための取組	5
	(1) 子どもの読書活動推進における町立図書館の役割	
	(2) 読書活動に関する情報提供	
	(3) 子育て支援	
	(4) 学校図書館との連携	
	(5) 公立図書館や関係機関等との連携・協力	

I 「篠栗町子どもの読書活動推進計画」の実施状況

1 家庭における読書活動の充実に向けた取組

(1) 「ブックスタート」事業の利用者数



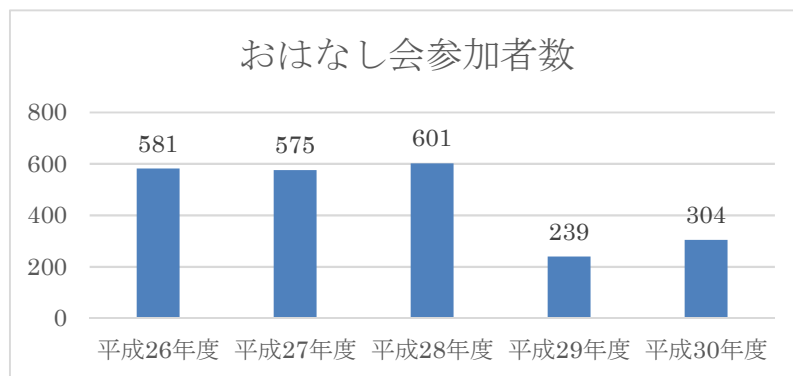
(2) 『ブックスタート講座』（保護者向け講座）の実施 年2回

(3) 図書館における取組

【子どもを対象とした事業の実施】

○ おはなし会の実施

ボランティア3団体によるおはなし会の実施(読み聞かせボランティア3団体により実施、平成29年度から2団体)



【小・中学校との連携事業の実施】

- ① 各小・中学校への貸出・配本の実施
- ② 図書リストの作成協力
- ③ 司書部会への参加
- ④ 小学生図書館職員体験の実施
- ⑤ 中学生職場体験活動の実施

II 改訂の背景

1 国の動向

- 平成 22 年を「国民読書年」とする「国民読書年に関する決議」が衆参両院で採択。

2 県の動向

- 平成 22 年 3 月に「福岡県子ども読書推進計画」改訂版の策定。
- 平成 23 年度から 3 年間「小学生読書リーダー活動推進事業」の実施。
- 平成 26 年度「ふくおかうちどくりレー事業」の実施。
- 平成 27 年度から「子どもの読書活動充実事業」の実施。
- 平成 28 年 8 月「福岡県子ども読書活動推進計画（改訂版）」の作成。

III 基本的な考え方

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものです。

また、読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力等を養うとともに、多くの知識を得、多様な文化を理解することができます。

したがって、子どもの読書活動の充実に向けて、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備を推進しなければなりません。

IV 計画の目標

篠栗町の子どもがそれぞれの発達段階に応じて、自主的な読書活動ができるような環境の整備を行います。

V 推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動推進のための取組

(1) 家庭における理解の推進

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう保護者が配慮・率先して子どもの読書機会や習慣化に積極的な役割を果たしていくことが大切です。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いて一緒に選書するなど、子どもが本に親しむきっかけを作ることが重要です。

(2) 家庭への情報提供

乳児期から読書に親しめるよう配慮した環境づくりを行うことは、その後の子どもの成長に大きく影響し、とても大切なことです。しかし、保護者にとっては、読書活動の重要性は理解できても、どのような手立てで読書活動を進めていけばよいのか情報が身近にないとわかりません。

そこで、「広報ささぐり」や篠栗町（図書館）Web サイト、様々な子育てに関する講座やイベントなどにより、情報提供を積極的に行い、家庭における読書活動の在り方について広く周知・広報していきます。

2 地域における子どもの読書活動推進のための取組

子どもの読書活動の推進については、家庭と地域が一体となって取り組む必要があります。町の図書館、保育所、幼稚園、小学校、中学校、児童館、公民館、ボランティア団体、子育てに関する団体などが協力・連携し、総合的に活動が推進されることが大切です。

特に児童館は、子どもに健全な遊びを体験させ、健康の増進や豊かな情操をはぐくむことを目的とした施設です。各小学校区に児童館がそれぞれ設置され、子どものふれあいの場として利用されています。また、親子のコミュニケーションの場としても活用されています。

児童館では、絵本等の児童図書を活用した様々な活動が行われています。中でも、毎月開催される未就学児の親子遊び教室「のびのびのへや」では、大型絵本を使った読み聞かせや絵本をもとにした手作りの創作人形劇などが行われています。

これらの活動は、図書館の諸活動と同様に子どもが読書に親しむ契機になっています。

そこで、児童館においては、町立図書館と連携して、児童図書の充実を図るとともに、児童図書を活用した行事を継続して行い、親子のふれあいの場である「のびのびのへや」を充実していきます。

地域においては、校区づくり実行委員会と密接に連携し、観月会での読み聞かせ等の取り組みを実施します。

また、ボランティアを活用した「本の読み聞かせ会」や「パネルシアター」、「ペープサート」、「指遊び・手遊び」などの催しを積極的に行います。

3 学校等における子どもの読書活動推進のための取組

【小学校・中学校】

(1) 子どもの読書活動推進のための学校の役割

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成して行く上で、大きな役割を担って

います。例えば、小・中学校学習指導要領では、「学校図書館を計画的に利用してその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的・意欲的な読書活動を充実すること」（総則）、「読むことに関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他の教科における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと」（国語科）など児童・生徒の発達段階に応じて読書活動を推進していくことが求められています。

（2）児童・生徒の読書習慣の確立と読書指導の充実

- ・「朝の10分間読書」や「読書の時間」の設定など読書の習慣化に繋がる取組を充実していきます。
- ・小学校段階から継続した読書指導を行い、「読書は楽しい」、「（読書を通して）新たな発見をした」など読書の楽しさや喜びを味わうよう指導に努めていきます。
- ・国語科だけでなく、すべての教科・領域等で図書館を活用した学習活動を展開し、読書指導の充実を図っていきます。
- ・地域ボランティアによる「読み聞かせ会」や「ブックトーク」など積極的に関係機関・人材を活用し、読書活動を充実していきます。

（3）子どもの読書活動推進のための学校図書館の充実

学校図書館は、児童・生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」の機能と、児童・生徒の自発的、自主的な学習活動を支援し、教育活動の展開に寄与する「学習情報センター」の機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。

そこで、

- ・子どもの知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実していきます。
- ・学校図書館の運営にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校図書司書、司書教諭が連携・協力して学校図書館の機能の充実を図っていきます。
- ・利用者のニーズに応じた配本事業や小・中司書部会を通して町立図書館と連携・協力を図っていきます。

【幼稚園等】

（1）子どもの読書活動の推進における幼稚園等の役割

幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう幼稚園、保育所等において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されるように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うことが求められています。

また、異年齢交流において、小学生や中学生が幼稚園・保育所等の幼児に読み聞かせを行うなど子どもが絵本等にふれる機会が多様になり、ますます幼稚園等の役割は重要となっています。

(2) 取組の内容

- ・子どもが絵本等に親しむ機会を確保するために、安心して図書にふれることができるスペースを確保していきます。
- ・保護者、ボランティア等と連携・協力して図書の整備を図っていきます。
- ・町立図書館と連携して発達段階に応じた図書の選定に配慮していきます。

4 町立図書館における子どもの読書活動推進のための取組

(1) 子どもの読書活動推進のための町立図書館の役割

「公共図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年文部科学省告示第132号)に基づき、

- ・子どもに対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年図書の収集・提供、情報通信機器の整備等、子どもの読書活動を推進するための体制整備に努めること。
- ・子どもを対象として、本に関する案内や助言をし、本をめぐる意見交換の場の提供、オーサー・ビジット(作者訪問)等の講座に取り組む等、多様な学習機会を提供すること。
- ・地域に在留する外国人の子ども等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めること。
- ・希望者に読み聞かせの活動の場等に関する情報を提供し、県立図書館で開催される研修を紹介するなど諸条件の整備に努めること。

等の取組が一層推進されるよう促していきます。

(2) 読書活動に関する情報提供

- ・図書館の催し、新刊紹介、蔵書検索など利用者が知りたい図書館の最新の情報をWebサイトで得られるよう内容を充実していきます。
- ・毎月町民に配布する「広報ささぐり」のとしょかん通信の紙面を充実していきます。
- ・図書館の催しや新刊紹介の情報をオアシス篠栗やクリエイト篠栗など町民の利用の多い施設に掲示し、情報を提供していきます。

(3) 子育て支援

- ・「ブックスタート事業」及び『ブックスタート講座』を開催し、乳児から本に親しむ運動を継続して行っていきます。(図書カード、絵本、貸出用バックの進呈)
- ・妊娠、出産、育児に関するコーナーを充実し、0歳から就学前の子ども対象の絵本を揃え、環境づくりの充実に努めていきます。
- ・子育てに役立つ図書館の情報を、児童館・保育所・幼稚園等に提供し、就学前の子どもを持つ保護者の支援を行っていきます。

(4) 学校図書館との連携・協力

- ・学校の読書活動を支援する小・中学校への団体貸出を行う配本事業を充実していきます。
- ・読書週間に応じた小・中・高の課題図書や学校の読書活動にふさわしい図書を選定し、子どもの読書活動がスムーズにいくよう学校と連携していきます。
- ・町内小・中学校司書部会に図書館職員が積極的に参加し、読書活動に関わる行事や催しなどの情報交換を密に行っていきます。

(5) 公立図書館や関係機関等との連携・協力

- ・県立図書館や福岡都市圏の公立図書館との間のネットワークを充実し、図書の相互貸借をはじめ、情報交換を密に行っていきます。
- ・糟屋地区公共図書館担当者会、福岡地区公共図書館協議会、福岡県公共図書館協議会に加盟し、図書館が抱える課題の解決に努めていきます。
- ・「読み聞かせの会」、「布絵本モモ」など読書活動に関わる地域ボランティア団体との連携を深めます。